

障精発 0331 第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
保健福祉主幹部(局)長 殿
保健所設置市
特 別 区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

入院者訪問支援事業の実施について

日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和 5 年 3 月 31 日障発 0331 第 24 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について」に基づき、入院者訪問支援事業（以下「当該事業」という）を実施することとしたところです。

つきましては、当該事業の実施に当たって、下記の点に御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 経緯・目的

自発的・非自発的な入院を問わず、精神科病院（本通知では、精神病床を有する医療機関をいう。以下同じ。）で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、医療機関外の第三者による効果的な支援のあり方等について、調査研究等を通じて検討されてきたが、いまだ十分な支援体制が構築されていない状況である。

このため、精神科病院の入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。）第 33 条第 3 項の規定により入院している者。）等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生

活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するものである。本事業による訪問支援の本旨は、医療機関外の第三者が、対象者と会話を交わし、対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うものである。対象者が困りごとを解消したり希望する支援を受けるためにはどうすれば良いかを対象者に情報提供することも本事業による支援に含まれる。しかし、訪問支援者が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援者が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではないことに留意する必要がある。このような支援を通じて、支援を希望する入院者の孤独感や自尊心の低下、日常の困りごと等の解消が期待される。

2. 都道府県等による訪問支援員養成研修について

都道府県、政令指定都市、特別区及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）において、研修を実施するにあたっては、別記に示す入院者訪問支援員養成研修カリキュラムに準拠すること。また、訪問支援員が適切に養成されるよう、研修について広く周知し、研修への参加募集を推進するよう努めること。

（１）講義

講義については、受講者が、訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得することを目標とする。

具体的には、精神医療の現状や、精神障害者の権利を守るための方策、入院中の患者の心情や環境等を踏まえつつ、医療機関外からの面会や訪問による入院者への支援が望ましいとされる理由や、入院者が訪問支援によって得られる効果等について、基礎知識を得ることが想定される。

さらに、訪問支援員の主たる役割とされる傾聴の基本や守秘義務等の考え方、病院職員とのやりとりにおける留意点等、訪問支援を実施するにあたって必要と考えられる実務的な知識等の習得も想定される。

（２）演習

演習については、受講者が、（１）の講義で得られた基本的知識を基礎としつつ、グループワークやロールプレイ等を通じて、訪問支援員として必要とされる、より実践的な知識や技能を習得することを目標とする。

具体的な演習の方法については、受講者同士で小規模なグループを形成し、グループワークを行うこと等が想定される。また、演習の内容については、支援対象者、病院関係者、訪問支援員の役割分担を行い、訪問支援の場面を想定して、初回訪問時やその後の面会時の対応についてのロールプレイを行うこと等が考えられる。

また、演習を通じて、支援対象者の立場に立つことや、支援対象者の話を丁寧に聞くこと、支援時に想定される困難な場面への対処等について、擬似的に経験することにより、受講者が、講義で得た知識をより実践的な技能に反映できるよ

うになることが期待される。

3. 訪問支援員の派遣について

都道府県等は支援対象者から訪問支援員との面会希望の連絡を受け、面会日の調整を行う。

調整に際しては、必要に応じて精神科病院の退院後生活環境相談員やその他の職員等（以下「退院後生活環境相談員等」という）の協力を得ることで、できる限り支援対象者の希望に添えるよう、訪問支援員の派遣調整を行う。

面会希望に際しては、支援対象者本人が当該事業の事務局に直接連絡するほか、3における市町村の担当者又は精神科病院の退院後生活環境相談員等を経由して依頼することも可能とし、その際、事務局が本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始することとする。いずれの場合も、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。

4. 事業の周知について

都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼すること。また、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

5. 推進会議の開催について

推進会議については、実施主体である都道府県等の主管課及び訪問支援員による訪問支援を受け入れる精神科病院等の関係者が、当該事業に係る実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに当該事業の進め方の検討や見直しを図る場としている。

推進会議は、都道府県等の主管課を中心として、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等により構成する。なお、地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等、既存の協議の場を本会議として活用することでも差し支えない。その際、個別の事例の検討等については行わないものとし、支援対象者のプライバシーの尊重に万全を期すこと。

6. 実務者会議の開催について

実務者会議については、訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、当該事業の円滑な推進と、更なる充実を図ることを目的としている。

実務者会議は、実施主体である都道府県等を中心として、委託先事業者、訪問支援員、

精神科病院等の関係者、市町村実務担当（市町村長同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他当該事業に係る者等により構成する。

なお、実務者会議において取扱う具体的な情報については、プライバシーの尊重に万全を期するものとし、業務を通じて知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。

別記

訪問支援員養成研修について

	講義名	内 容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
	入院している人の体験	入院している人が体験すること
演習	入院者訪問支援事業の実践	入院者訪問支援の実践
		入院者訪問支援員が知っておくべき資源
	当事者の体験の共有	
	ロールプレイ	
	グループワーク	

※ 講義はオンラインでの受講を可能とし、所要5時間程度とする。

演習は原則対面で実施し、所要6時間程度とする。